

「志摩市販売促進支援助成金」 よくあるご質問

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前よりテイクアウトを実施していました。助成の対象にはなりますか？

A. 本助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今まで行っていなかった新たな手法による取り組みを対象とします。新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前より取り扱ってきた業務については対象外となります。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響により、既にテイクアウトを開始していますが助成の対象にはなりますか？

A. 本助成金は4月1日からの適用としますので、4月1日以降に開始した取り組みであれば助成対象とします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月1日より前に取り組みを開始している場合であっても、4月1日以降に生じる経費があれば対象とします。

(例)飲食店を経営しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月20日からテイクアウトを開始した。テイクアウトを実施するため3月20日に購入したテイクアウト用の容器は対象外経費。テイクアウトを継続し、4月1日に追加で購入したテイクアウト用の容器は対象経費。(購入日は領収書等の日付により判断します。)

Q. 助成金は取り組みが終了するまで受け取ることができないのか？

A. 原則は、取り組み終了後に実績報告をいただき、その内容に基づき助成額を確定し交付をさせていただきます。やむを得ない事情により、事前に助成金が必要な場合はご相談ください。

Q. 「助成対象経費の支出を証明する書類の写し」とはどのような書類か？

A. 支払日、支払内容を確認することのできる領収書の写しを提出してください。

支払いが口座振込等により領収書の発行を受けていない場合は、「振込受付書等の振込の事実(振込日)が確認できる書類」と「請求書等の支払内容が確認できる書類」の写しをセットにして提出してください。

領収書の無い経費、見積書や請求書など支払いの事実や支払日の確認ができない書類のみによる経費の他、領収日が令和2年3月31日以前の経費は、対象外となります。

また、領収書だけでは支出内容の確認がむずかしい場合は、納品書等の明細や支出した物品の資料・写真などを添付していただく場合があります。

Q. 限度額10万円とあるが、経費が10万円に至らなかった場合の助成額はどうか？

A. 事業に要した経費が10万円以下の場合、その要した額を助成額とします。

Q. 助成額を8万円で申請した(市から交付決定を受けた)が、最終的に10万円の経費を要した。10万円で交付を受けることはできるか？

A. 助成金は、申請に基づき市が決定させていただいた範囲の金額で交付します。この場合、8万円を上限としますので、10万円を交付することはできません。申請額(交付決定額)を上回る経費が見込まれる場合は、事前にご相談ください。

Q. 申請回数に限度はあるか？

A. 助成金は幅広く活用していただくため、1事業者につき1回の申請に限り受付をさせていただきます。限度額10万円の範囲内であっても複数回の申請は受付を行いません。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間の一時的なテイクアウトの実施でも対象となるか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間に限り実施しようとするような一時的なテイクアウトであっても対象となります。

Q. どのような取り組みが助成の対象になりますか？

A. 以下のような取り組み例が対象となります。

例1 今までは、店内提供のみの取り扱いで飲食店を行っていた。新型コロナウイルス感染症の影響により、販路の拡大を図るため、新たにテイクアウトを開始した。

例2 今までは店頭での取り扱いのみで弁当販売を行っていた。新型コロナウイルス感染症の影響により、販路の拡大を図るため、店頭販売に加え、新たに宅配を開始した。

**** (注意)次のような取り組みは対象となりません。****

例1 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前より、テイクアウトを行ってきた。更にテイクアウトに力を入れるため、メニューの追加を図った。

例2 店内提供の飲食店を経営している。新型コロナウイルス感染症の影響で、客足が落ちたため、改めてお店の広告を出した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな手段で販路の拡大を図ろうとする取り組みが対象となります。

Q. どのような経費が対象になりますか？

A. 以下のような経費の例が対象となります。

■ 新たに始めたテイクアウト ■

○テイクアウト用の容器、割箸、おしぼり、袋など

○テイクアウトを開始したことを広告する費用(チラシの制作・印刷費用、新聞折込費用、WEB 広告掲載料、フリーペーパー掲載料、看板製作料など)

※手作りチラシの用紙代・コピー機インク代、手作り看板の原材料代(ペンキや木材等)は対象外となります。

○店外にテイクアウトスペースを確保するためのテント購入費など

■ 新たに始めたデリバリー(宅配) ■

○デリバリー用の容器、割箸、おしぼり、袋など

○デリバリーを開始したことを広告する費用(チラシの制作・印刷費用、新聞折込費用、WEB 広告掲載料、フリーペーパー掲載料、看板製作料など)

※手作りチラシの用紙代・コピー機インク代、手作り看板の原材料代(ペンキや木材等)は対象外となります。

○デリバリー用の保冷バッグなど

Q. 注意すべき経費はありますか？

A. 以下のような経費の例は**対象外**となりますのでご理解ください。その他、対象となるか不明な場合は観光商工課へお問い合わせください。

新たな取り組み以外にも汎用が想定できる備品等の購入費

(例)

●テイクアウトを行うため、新たに(追加で)調理備品(炊飯器、電子レンジ、オーブン等)を購入した。

⇒調理備品は、通常の飲食店営業にも汎用できるため対象外となります。

●デリバリーを行うため、新たに自転車を購入した。

⇒自転車はデリバリー以外にも自家用などに汎用できるため対象外となります。

●WEB でのテイクアウトの予約を行うためパソコンを購入した。

⇒パソコンはテイクアウト予約以外にも、通常の経理事務やインターネット利用など、汎用が想定できるため対象外となります。(予約のためのシステム改修費用や専用ソフトの購入等は予約以外の汎用が想定されないため対象となります。)

同様に、インターネット引込工事費、WiFi 機材購入費、インターネット通信費も対象外となります。

新たな取り組みと既存の事業・家庭用等の間で、明確に区別することのできない経費

(例)

●光熱水費、ガソリン代、人件費、電話代、マスク、アルコール消毒液 等

原材料等に係る経費

(例)

- 新たにテイクアウト料理の食材購入費 等
- 手作りした看板や備品等の材料代(木材や工具等)や手作りチラシを印刷するためのインク代や用紙代 等

新型コロナウイルス感染症拡大の防止にのみ関係する経費

(例)

- 飲食店を営業しているが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い客足が減ったため、安心して来店いただけるよう、アルコール消毒液を購入し設置した。その購入費用。
- 飲食店において、新型コロナウイルス感染症の影響により店内への案内が行いにくいいため、屋外にテントやテーブル、イスを設置した。その購入費用。

資産の取得に係る経費(固定資産税の対象となり得る設備の購入や施設の改修に係る経費)

(例)

- 弁当販売を行うため、広い作業スペースが必要となり、増築・リフォーム等を行った費用。
- デリバリーを行うための車両購入費。
- テイクアウト商品を保管するための冷蔵庫購入費。

※これらの費用は、資産の取得に該当するとともに、既存事業等への汎用も想定できるため対象外となります。

最終的にお客が負担する経費

(例)

- デリバリーを行うにあたり、配送を外部委託した。その委託先業者に支払った費用。(配送料金は、商品代金に加えお客に負担していただく。)
- ※助成金を活用して配送料を事業者負担でサービスした場合も認められません。

Q. その他の公的機関(国・県・市・商工会議所・商工会等)から、補助金や助成金等を受けていますが申請できますか？

- A. その他の公的機関(国・県・市・商工会議所・商工会等)から、補助金や助成金等を受けている取り組みは申請いただくことができません。(三重県版経営向上計画実施支援補助金等)
- ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の自粛に伴う休業や売上げの減少などに対する給付金(協力金)等を受けている事業者は、本助成金の申請を行うことができます。(志摩市小規模企業者応援給付金、志摩市宿泊施設休業経費給付金、三重県の各種協力金、国の持続化給付金等)